

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第 3 条 略	第 3 条 略
2 条例 <u>第 4 条第 1 項第 4 号</u> に規定する市長が規則で定める家畜伝染病は_____	2 条例 <u>第 4 条第 1 項第 3 号</u> に規定する市長が規則で定める家畜伝染病は、 <u>家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 2 条に規定する家畜伝染病のうち</u> 、 ^{てい} 口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、炭疽、ブルセラ症、結核、鼻疽、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ_____とする。
3 条例 <u>第 4 条第 1 項第 5 号</u> に規定する市長が規則で定める療養指導は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) 略	3 条例 <u>第 4 条第 1 項第 4 号</u> に規定する市長が規則で定める療養指導は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) 略
4 略	4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。